初任運転者に対する安全運転の実技指導公表について

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について公表します。

- 1,初任運転者に対する特別な指導期間 入社後、運転者に選任するまでの期間実施します
- 2, 初任運転者に対する特別な指導(座学)の内容及び時間
 - ① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
 - ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
 - ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
 - ④ 危険の予測及び回避
 - ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
 - ⑥ 実技指導で記録したドライブレコーダーの映像を利用した運転特性の把握と是正
 - ① から⑥において合計10時間以上実施
- 3、初任運転者に対する特別な指導(実技)の内容及び時間
 - ① 使用するバスは貸切車両(12mAT及びMT車両)とし、初任運転者本人が運転 士、指導教育者を同乗させ、必要に応じその都度指導する。
 - ② 教育するルートについては、実際の運行で頻繁に走行が想定される経路上において、 危険ポイント (幅員・高さ・狭隘区間・山間部・夜間走行など)を体感する。
 - ③ 実技指導については、ハンドル時間20時間以上とし、指導者による指導内容及び ハンドル時間を記載した書面を共有する。

4,2024年度に教育を実施した初任運転者(車両はすべて大型)

運転者名	教育担当者	教育担当者の役職及び経験
運転士 A	指導者 A	指導運転士、乗務歴24年
運転士 A	指導者 B	主任運転士、乗務歴19年
運転士 B	指導者 A	指導運転士、乗務歴24年
運転士 B	指導者 B	主任運転士、乗務歴19年
運転士 C	指導者 C	育成技能顧問、乗務歷38年
運転士 C	指導者 A	指導運転士、乗務歴24年
運転士 D	指導者 D	副主任運転士 乗務歴 14年
運転士 D	指導者 E	副主任運転士 乗務歴 10年

		T	
運転士 E	指導者 D	副主任運転士 乗務歴 14年	
運転士 E	指導者 E	副主任運転士 乗務歴 10年	
運転士 F	指導者 F	指導運転士 乗務歴 25年	
運転士 G	指導者 G	統括指導運転士 乗務歴 32 年	
運転士 G	指導者 H	指導運転士 乗務歴 24 年	
運転士 G	指導者 I	指導運転士 乗務歴 22 年	
運転士 H	指導者 G	統括指導運転士 乗務歴 32 年	
運転士 H	指導者 J	統括指導運転士 乗務歴 28 年	
運転士 H	指導者 K	指導運転士 乗務歴 24 年	
運転士 H	指導者 I	指導運転士 乗務歴 22 年	
運転士 H	指導者 L	指導運転士 乗務歴 19 年	
運転士I	指導者 G	統括指導運転士 乗務歴 32 年	
運転士I	指導者 J	統括指導運転士 乗務歴 28 年	
運転士 I	指導者 K	指導運転士 乗務歴 24 年	
運転士I	指導者 I	指導運転士 乗務歴 22 年	
運転士I	指導者 L	指導運転士 乗務歴 19 年	
運転士 J	指導者 G	統括指導運転士 乗務歴 32 年	
運転士 J	指導者 J	統括指導運転士 乗務歴 28 年	
運転士 J	指導者 K	指導運転士 乗務歴 24 年	
運転士J	指導者 I	指導運転士 乗務歴 22 年	
運転士 K	指導者 M	統括指導運転士、乗務歴32年	
運転士 K	指導者 N	指導運転士、乗務歷22年	
運転士 K	指導者 O	指導運転士、乗務歴21年	
運転士 L	指導者 M	統括指導運転士、乗務歴32年	
運転士 L	指導者 P	指導運転士、乗務歴25年	
運転士 L	指導者 Q	副主任運転士、乗務歴10年	
運転士 M	指導者 R	指導運転士 乗務歴 20 年	
運転士 M	指導者S	指導運転士 乗務歴 22 年	
マニック がなれいせい ヘンマル (四上は切っとい) まかしとい)			

運転者名・教育担当者については、個人情報のため公表致しません